

■議案第23号 四万十町お試し滞在施設条例の制定について

【要旨】

四万十町では、過疎化や少子高齢化が進行するなか、平成23年度から移住促進に向けた選任の臨時職員の配置を行い、空家調査の実施及びホームページによる紹介等に取り組んでいます。

しかし、移住希望者にとって移住は大きな決断であり、初めての土地、周りに住む住民とのコミュニケーション等不安も大きく、これまでの取組のなかでも、町内でお試し滞在ができ、地域の状況を肌で感じることでできる施設が必要とした意見が多くありました。

このため、今後、更なる移住促進を図るため、本町に移住希望者が本町での生活を一時的に体験する施設を整備し、当該施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものです。

【施設の概要】

- 名 称 四万十町お試し滞在施設「広井お試し滞在住宅」
- 位 置 四万十町広瀬 582 番地 6
旧広井小学校横の教員住宅（普通財産）の改修
- 構 造 木造2階建て 昭和52年建設
- 管 理 者 四万十町
- 入居条件 将来的に本町へ移住を希望していること等
- 入居期間 1 月以上 3 月未満